

東広島市防災用品購入補助金制度 Q&A ※随時更新

Q 1	事業概要を教えてください	A 1	市民の災害時の備えの充実を図るため、防災用品の購入費用を一部補助します。また、補助金交付は補助対象者1名につき、1回限りとさせていただきます。そのため、令和6年度に当補助金を交付した方は補助対象外になります。
Q 2	補助対象者は？	A 2	本市の住民基本台帳に記録されている、かつ、納期限の到来している市税(延滞金を含む。)を滞納していない方のうち、下記いずれかに当てはまっている方が対象になります。 ・75歳以上の一人暮らしの方 ・介護保険の要介護3以上の認定者 ・身体障害者手帳1級または2級の方 ・療育手帳○AまたはAの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・障害者支援区分1～6の方 ・このほか、避難行動要支援者として市に登録がある方
Q 3	補助対象者の選定理由は？	A 3	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人等、特に配慮を要する、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、避難時に支援が必要な方を「避難行動要支援者」として市が定めている要件になります。ただし、令和6年12月より、避難行動要支援者の対象から75歳以上の一人暮らしがなくなりましたが、令和7年度も引き続き、75歳以上の一人暮らしの方も補助対象とします。

Q 4	代理申請（委任）は可能？	A 4	可能です。ご家族はもちろん、民生委員、自治会、福祉施設等、申請の際に委任状に記載していただければ、原則どなたからの代理申請も受け付けます。福祉施設から代理申請いただくこともできますが、福祉施設として必要なものではなく、あくまで対象者本人にとって必要なものを購入してください。施設の方が代理申請をする場合も委任状の住所は施設の所在地ではなく、個人の住所を記載してください。住民自治協議会等でまとめて申請いただくことも可能ですが、これらの場合は以下の点に注意しながら、手続きは1名単位で行うようにしてください。 例）自治会で対象者をまとめて、10名分まとめて申請したい。 ・申請書類は1名につき1部必要 この場合、各10部ずつ書類が必要です。10名分を1つの申請兼請求書でまとめて申請することはできません。 ・防災用品の購入も個々で行う 10名全員分の補助金をまとめて、20万円の感震ブレーカー等を購入することはできません。領収書等は1名分の補助につき、1枚発行してください。
Q 5	自身による申請、または代理申請のいずれも難しい場合は？	A 5	危機管理課（電話082-420-0400）までご相談ください。
Q 6	補助回数について、補助対象者1名につき、1回限りとは1年度あたり1回ということ？	A 6	補助回数については、年度に限らず1度限りとしています。その理由は、こうした補助金の活用により、実際に備蓄を進めることで、多くの市民の皆さんに、いざというときの備えの必要性を認識するきっかけにしたいからです。
Q 7	補助対象品目を教えて	A 7	申請兼請求書の2 実績 またはチラシの補助対象品目一覧のとおりです。 ただし、一覧に記載がない品目であっても、補助対象者にとって災害時に必要なものであると判断できれば、できるだけ幅広く補助対象とする予定です。一覧にない品目の購入を希望される場合は、防災用品購入前に危機管理課（082-420-0400）までご連絡ください。

Q 8	一覧にない補助対象品目とはどんなもの？	A 8	例えば、眼鏡、補聴器、入れ歯等があげられます。これらのものは普段使っているものの予備として、非常用持出袋の中に入れていただくことを条件に補助対象とします。また、おむつ等の消耗品に関しては、非常用持出袋の中に入れていただく、またはローリングストック（使ったら買い足すを繰り返す備蓄方法）していただくことを条件として補助対象とします。その他のものに関しても、補助対象となる場合はありますので、購入前に危機管理課までご相談ください。
Q 9	補助金の額は？	A 9	補助上限額を10,000円とし、防災用品購入経費の2分の1を予算の範囲内で補助しますが、当該額の1,000円未満は切り捨てます。例）15,000円分防災用品を購入→7,000円の補助金を交付 ※申請兼請求書には税込価格で記載してください。手数料及び送料は補助対象外です。
Q 10	防災用品の購入方法は？	A 10	店舗購入、インターネットショッピング等、領収書が発行されるものであれば、手段は問いません。インターネットショッピングで購入した場合は、決済画面等の何をいくらで購入したかわかるものが必要になります。スクリーンショット等でも構いません。ただし、中古品等を販売するフリーマーケットサイト等での購入等、中古品は品質の観点に問題が発生する可能性があるため、不可とします。必ず新品を購入してください。また、ふるさと納税の返礼品等で防災用品を入手した場合も補助対象外です。

Q 11	申請の方法を教えてください。	A 11	申請方法は電子、郵送、持参の3通りあります。 (電子申請の場合) ホームページ掲載のURLまたはQRコードから申請してください。 (郵送の場合) 以下の書類を用意し、危機管理課（〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 総務部危機管理課）までご郵送ください。 ・ 所定の補助金交付申請兼請求書（別記様式第1号） ・ 購入品目の写真 ・ 支出証拠書類 (持参の場合) 本庁危機管理課または各支所・出張所へ必要書類を持参してください。 申請受付期間：令和7年4月1日（火）～令和8年2月28日（金） ※予算に達し次第、受付終了します。受付状況は危機管理課のホームページ等で公開します。
Q 12	施設に完全入居または入退去を繰り返している場合は、補助対象となるか。	A 12	福祉施設で必要なものについては、各施設のBCPに従って備蓄を進める必要があるため、完全入居されている方については、原則補助対象ではありません。入退去を繰り返している場合は、在宅中に災害に遭う可能性があるため、助成対象となります。
Q 13	サ高住（サービス付き高齢者賃貸マンション）は施設完全入居として扱いで補助対象とはならないのか。	A 13	補助対象となります。サービス付き高齢者賃貸マンションはあくまで通常の自宅として扱います。
Q 15	補助金交付申請時には、交付の対象だったが、完全施設入所になり、補助金交付対象外となってしまった。その場合、防災用品はどうすれば？	A 15	ご家族、支援者等で有効活用してください。

Q 16	補助対象品目を平時に使ってもいい？（ラジオ、テント等）	A 16	品目にもよりますが、基本、平常時から、ご使用いただいて構いません。普段から使っておくことで、災害時もスムーズに使用することができます。ただし、携帯ラジオ等は使用後に必ず持出袋に戻していただく等、災害時にすぐ使用できるよう十分な管理を行ってください。また、Q 8で紹介した入れ歯や補聴器等に関しては、平常時にご自身で持たれているものをご使用いただき、今回の補助金事業で購入したものは持出袋に常時入れておくようにしてください。オムツ等に関しては普段は使わず、決まった場所に備蓄していただいても、ローリングストック（使ったら買い足すを繰り返して、比較的新しいものを一定量備蓄しておくこと）をしていただいても、どちらでも構いません。
Q 17	補助手続きの流れの中で、実際に購入できるのはいつ？事前にインターネット通販等の申し込みをしてもいい？	A 17	申請いただく前に購入し、納品されてから購入品目の写真及び支出証書類と合わせて申請兼請求書を提出してください。ただし、令和7年4月1日より前に購入したものについては、補助対象外になるため、必ず令和7年4月1日～令和8年2月27日に購入手続き及び申請を行ってください。